

1 対象事業（令和5年10月1日以降）（医療機関向け）

令和5年10月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
<p>（3）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業</p>	<p>感染患者等入院医療機関の設備整備</p>	<p>①「令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症の病床について（通知）」（令和5年9月26日神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長）による「コロナ病床」を有し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う者 ②その他知事が認める者</p>	<p>医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646</p>
<p>（4）外来対応医療機関設備整備事業</p>	<p>外来対応医療機関の設備整備</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある外来対応医療機関</p>	<p>医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646</p>
<p>（8）DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</p>	<p>医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助</p>	<p>①市町村 ②その他知事が認める者</p>	<p>医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646</p>

1 対象事業（令和5年10月1日以降）（医療機関向け）

令和5年10月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	設備整備等補助	①市町村 ②疑い患者受入れのため県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療機関	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646
(15) 外来対応医療機関確保事業	外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初年度設備等の支援	①市町村 ②令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関	

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 補助金 令和5年10月1日からの主な変更点

1・補助対象の限定

令和5年9月30日以前に次の事業による補助を受けた方は同一事業の個人防護具以外の補助は対象外になります。

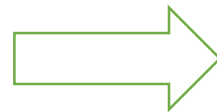
- ・「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業」(※)
- ・「外来対応医療機関設備整備事業」
- ・「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」

ただし、※の事業は、病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備及び個人防護具以外は対象外

※なお、過去に神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の補助により構築した簡易診察室、簡易病室の撤去費用についてはこの限りではありません。

2・個人防護具補助の対象期間の限定

個人防護具補助の対象は感染拡大期(病床確保料補助の「段階Ⅰ」～「段階Ⅲ」の期間内)に使用したものに限り補助。



詳細はP4へ

3・消毒経費補助の終了

消毒経費補助(個人防護具に係る感染性廃棄物処理費用を含む)は令和5年9月30日をもって終了しました。

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 補助金 令和5年10月1日からの主な変更点



2 個人防護具補助の対象期間の限定

1 補助対象

5類移行後から9月末まで

<全期間>

令和5年4月1日以降に購入し、令和5年9月30日までに使用した個人防護具を補助

令和5年10月1日～令和6年3月31日まで

<期間>

感染拡大期のみ限定

感染拡大期(下記の段階Ⅰ～Ⅲの期間)に使用した個人防護具を補助(令和5年4月1日以降に購入が前提)

2 補助対象となる感染拡大期（段階Ⅰ～Ⅲ）とは

神奈川県内新型コロナウイルス入院医療機関の入院者数による感染状況の「段階」を設定。段階Ⅰ～Ⅲの期間が個人防護具の補助対象期間となります。

段階	段階0	段階Ⅰ	段階Ⅱ	段階Ⅲ
移行基準		7波ピーク時(2064人)の 1/3在院者	7波ピーク時の 1/2在院者	7波ピーク時の 8割の在院者
県移行基準 (入院者数)	688人 未満	688人以上	1,032人以上	1,651人以上
	補助対象外 期間	補助対象期間		

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 令和5年10月1日からの主な変更点

2 個人防護具補助の対象期間の限定

感染拡大に係る「段階」の確認方法

「段階」の状況については、次の県ホームページをご確認ください。

○「病床確保料の対象となる感染拡大期の「段階」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/byousyokakuho_dankai.html

WEB検索

神奈川県 感染拡大期 段階

《参考》

令和5年10月1日からこの通知の送付日までの「段階」

令和5年10月1日～10月10日

段階 I

補助対象

令和5年10月11日～10月 日

段階0

補助対象外

⇒送付日を入れて発出してください

1 個人防護具の上限額

令和4年度 1人あたり3,600円⇒令和5年度 医療従事者1人一日あたり3,600円

2 「別表3 個人防護具に関する規格」に該当するものを補助

例・ガウン 耐水性のある不織布素材である。

長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。
業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。

※全身を完全に覆う医療用防護服は補助対象外

3 補助対象

入院医療機関についてはコロナ病床（令和5年9月30日までの確保病床+協力病床）で使用した個人防護具について補助します。オミクロン株が主流になったことに伴う感染対策の見直しを踏まえ、学会等の感染対策ガイドラインに沿いつつ、効率性も考慮した対応としてください。

4 補助対象期間

令和5年4月1日以降に購入し、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで（ただし段階Ⅰ～Ⅲの期間内）に使用したものに限り、実績報告時に使用実績を確認し補助を行います。

Q1・10月1日以降の個人防護具補助について、補助対象となる期間が感染拡大期（「段階」）に限定されるとのようですが、どのように申請をすればよいでしょうか。

**A1・交付申請時にはいつが「感染拡大期（段階Ⅰ～Ⅲ）」になるか不明ですので、想定できる最大期間（申請案内発出日までの段階0の日を除く）の補助申請が可能です。
実績報告時に実際の補助対象日分の実績をご報告いただきます。**

Q2・個人防護具の補助実績は「段階」ごとに作成するのか

**A2・実績報告時に各補助対象日に使用した品目と数量を記載していただき、実績額を算出していただきます。（上半期の実績報告と同様の様式に補助対象日の実績のみを記入して算出）
「段階」別の作成の予定はありません。**

Q3・入院医療機関設備整備事業の個人防護具の補助はどこで使うものが対象なのか

A3・コロナ病床（9月30日までの確保病床+協力病床）で使用するものが対象になります。病床確保料対象病床における使用に限られません。

Q4・入院医療機関設備整備事業の補助対象「病棟単位による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備」とは何か。

A4・病室単位のゾーニングに切り替えることに伴い新規に必要な設備（例・HEPAフィルター付きパーテーション等）が対象となります。

Q5・入院医療機関設備整備、外来対応医療機関設備整備、救急・小児・周産期事業において、過去に「本事業による補助を受けた医療機関」は補助対象外とありますが、過去に補助を受けた品目とは別の品目も対象外なのではないでしょうか。

A5・「本事業による補助」はそれぞれの事業における補助実績を指し、品目の相違を問いません。

Q6・10月1日以降は個人防護具の補助対象期間が感染拡大期に限定されるということだが、感染拡大期以外に購入したものは補助対象になるのか

A6・補助対象期間中に使用された個人防護具が対象となるため、10月以降に感染拡大期以外に購入した場合であっても、補助対象期間中に使用した個人防護具については、本交付金の補助対象となります。

令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 補助金 補助要件

期間中のコロナ患者受入実績、G-MISへの入力について

(入院医療機関等設備整備事業、外来対応医療機関設備整備事業、
救急・周産期・小児医療体制確保事業)

次の事業の補助には次の要件が必要です。

○入院医療機関等設備整備事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があること
- (2) G-MISに実績及び受入可能病床数等の入力を行うこと

⇒入力がない場合、補助対象になりませんのでご注意ください。

○外来対応医療機関設備整備事業、救急・周産期・小児医療体制確保事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績があること

実績報告時に、コロナ患者の受入実績とG-MISへの確実な入力の有無を確認します。

これらがいない場合は補助対象外になりますので、ご注意ください。

●補助金は、原則、実績に応じた精算払いになります。ただし、補助金の交付がないと補助対象となる設備の購入ができないなどのご事情により概算払いを希望される場合は、提出期限までにお電話でご相談ください（提出期限以後のご相談はお受けできません）。

●申請の締切は、令和5年11月8日（水）です（**当日消印有効**）。

月	スケジュール	
10月	申請受付開始	
11月	11月8日（水）交付申請受付締切（消印有効）	受付後、順次 ①審査 ②交付決定
12月		
1月		
2月		
3月		
4月	4月上旬実績報告受付締切	受付後、順次 ①審査 ②額の確定 ③支払い
5月		

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも令和7年5月31日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）